

令和6年度施策報告書（令和5年度振り返り）

施策名	互いに尊重しあえる意識の醸成
施策に対する基本的考え方	平和を尊ぶ意識を醸成し、性別や年齢、国籍、民族、文化、言語の違い、障害の有無などによって差別や偏見を受けることのない、すべての人がありのままであたりまえに暮らすことができるまちをつくる。国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的違いを認め合えること（多文化共生）、そして、あらゆる分野で男女の区別なく、だれもが活躍できる社会の実現をめざす。

基本事業名	平和意識の醸成と基本的人権の尊重
長期総合計画における方向性	・終戦から長い年月が経ち、戦争に関する資料や体験談にふれる機会が減ってきている。本市では、「東久留米市平和都市宣言」の理念に基づき、貴重な戦争体験を伝え、平和に関する事業に取り組み、市民への平和意識の醸成を図っており、戦争の記憶を風化させることなく、平和の尊さや戦争の悲惨さを次世代に受け継いでいくための取り組みに努める。 ・だれもが、自分の存在と尊厳が守られ、自由に幸せを追い求めることのできる人権を有しており、性別や年齢、国籍、民族、言語の違い、障害の有無などに関わらず、自分らしく安心して幸せに暮らせるよう、人権が尊重され、生活習慣・文化・価値観などについての多様性が認められる社会を築いていく必要がある。すべての人が互いを尊重し、認め合うことが出来るように人権問題に対する相談体制の充実を図るとともに、人権教育、啓発活動を進める。

事務事業名	事業概要	事業費（千円）		増減額（千円）	前年度比（％）	令和5年度の実績	所管課
		令和5年度	令和4年度				
平和事業	- 資料展 平和に関するパネル等を展示する事業 - 平和の千羽鶴 市民等により制作された千羽鶴を広島市と長崎市に送る事業	79	60	19	131.7	各種事業（平和資料展・平和の千羽鶴）実施により、平和への意識の醸成を図った。	総務課
同和問題関係事務	同和問題に関する研修等に参加する。	0	0	0	-	多摩地区各市町村同和問題意見交換会等への参加により情報収集を行った。	総務課
市民相談事業	弁護士による法律相談、税理士による税務相談、司法書士による登記相談等の各有資格者による専門相談、行政相談員による行政相談を実施。	2,222	2,231	▲ 9	99.6	通常の面談式の相談のほか、感染症対策として電話式の相談も引き続き実施した。	生活文化課
人権啓発相談事業	人権擁護委員と連携し、市内小中学校の児童、生徒を対象に「人権の花運動」「人権メッセージ」「人権作文」等の事業を実施。	303	306	▲ 3	99.0	令和5年度は、人権週間の取り組みとして、トランスジェンダーに関する映画上映及び外国人の人権に関する講演会を実施した。	生活文化課

基本事業名	男女共同参画の推進
長期総合計画における方向性	・国では「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」や「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」を制定し、さまざまな分野への取り組みを進めている。本市においては、平成12年に「男女共同参画都市宣言」を行い、「男女平等推進プラン」に基づき、男女共同参画社会実現に向けた取り組みを進めている。今後も男女共同参画の啓発を行うとともに、さまざまな悩みごとに対する相談事業を実施するなど、計画的に施策を推進する。 ・一人ひとりが互いを尊重し、さまざまな分野で個性と能力を活かせるよう、広く男女共同参画の意識醸成を図るとともに、市民、事業者、行政が互いに連携を深め、男女共同参画社会の実現に向けた取り組みを進める。

事務事業名	事業概要	事業費（千円）		増減額 （千円）	前年度比 （％）	令和5年度の実績	所管課
		令和5年度	令和4年度				
男女共同参画推進事業	市の男女共同参画推進に向けて、市長が諮問した事項について検討・答申を行う「東久留米市男女平等推進市民会議」を設置し、事務局として会議運営にかかる事務を行う。また、庁内において男女平等推進プランへの理解促進を図るとともに、事業所管課とプラン推進に向けて必要な調整を行う。	377	2,993	▲ 2,616	12.6	第3次プランの令和4年度事業進捗状況評価及び第4次プランの評価方法の2点について諮問があった。市民会議は5回の会議及び3つのワーキンググループを各1回開催し、諮問事項について検討した。また、10月に答申を行った。	生活文化課
男女共同参画啓発・研修事業	市の男女共同参画の推進拠点である男女平等推進センター事業として講座・交流会等を開催し、情報、学習の機会、団体及び個人の相互交流の機会を提供する。	1,123	267	856	420.6	生きづらさを抱える女性を対象とした「つながるカフェ」を年8回、その他の主催講座を14回、出前講座を2回、共催講座を2回、展示等を2回実施した。 子供・長寿・居場所区市町村包括補助事業を活用し、男性の家事・育児参加促進のための講演会を1回、地場産野菜の収穫と料理教室を1回実施した。	生活文化課
男女共同参画情報誌発行事業	東久留米市の男女共同参画情報誌「ときめき」を年2回、各号300部発行する。月1回（年12回）、市民公募の編集委員による編集会議を開催し、企画検討など情報誌制作を行う。情報誌は印刷製本したもののほか、市ホームページにおいてバックナンバーを含めて掲載している。	241	249	▲ 8	96.8	編集会議を12回開催し、9月と3月にそれぞれ300部発行した。また、市HPにも掲載した。 70号特集：「男らしさ」を考え直す ～ジェンダー差別は男性をもつらくする～ 71号特集：みんなで考え、みんなで活かす ～東久留米市第4次男女平等推進プランの手引き～	生活文化課
男女平等推進センター相談事業	男女平等推進センターで「女性の悩みごと相談」及び「女性弁護士による法律相談」を実施する。両相談とも専門家による相談で、悩みごと相談はフェミニストカウンセラーが、法律相談は女性の弁護士が担当する。悩みごと相談は週1回（4人）、法律相談は月1回（4人）開催する。	1,572	1,572	0	100.0	女性の悩みごと相談は毎週月曜日に4枠、女性弁護士による法律相談は毎月第1金曜日に4枠実施し、それぞれ162件と41件の相談があった。	生活文化課

配偶者暴力被害に対する支援事業	配偶者からの暴力の防止及び被害者保護と支援の庁内連携を図るため、関係部署による「配偶者暴力対策庁内連絡会」を開催し、事務局として会議運営にかかる事務を行う。また、すべての市民が加害者にも被害者にもならないように、さまざまな機会を通じて意識啓発を行う。	48	41	7	117.1	「国際ガールズ・デー」に合わせ、「生きづらさを抱えた少女たちの現状と支援」の講演会を実施した。「女性に対する暴力をなくす運動期間」に合わせ、「モラハラから自分やこどもを守るには」の講座を実施した。また、配偶者暴力対策として、支援措置について関係各課で調整会議を実施した。	生活文化課
男女平等推進センター運営事業	男女平等推進センター（土・日曜日、祝日及び年末年始を除く午前9時～午後5時開館）に必要な環境整備を行い、センターを円滑に運営する。専門員及びコーディネーターを配置するとともに、男女平等推進センター運営協議会を設置する。	6,807	6,618	189	102.9	条例で定める開館日の全日を滞りなく開館し、事業を運営した。また、男女平等推進センター運営協議会を3回開催し、センター運営における課題や改善策について必要な検討を行い、事業に反映させた。	生活文化課